

解釈」といわれ、法令自体が法令の形でみずから解釈を下したものとして、その範囲で、確定的な権威をもつものとされている⁽⁷⁾。もしも、「生物多様性」及び生物多様性の構成要素について法規的解釈が可能であるならば、一般的な用語として意味を定めることができないとしても、法的な用語としての「生物多様性」の意味を定めることが出来るだろう。

そこで以下では、条約、法、条例、そして生物多様性戦略及び計画における「生物多様性」の語を定義する規定を概観し、意味内容を定めることができているのかを検討する。

なお、今回の論文において確認・検討の対象とする法は、論文作成期間の時間的制約から我が国が関与する条約及び国内法に限ることとした。

引用文献・参考文献

- (1)夏原由博「生物多様性をどう伝えるのか」『生物多様性 子どもたちにどう伝えるか』阿部健一 編、昭和堂、2012年、p142
 - (2)E.O. ウィルソン「生命の多様性(上)」大貫昌子・牧野俊一 訳、岩波書店、2004年、pp63–66
 - (3)Richard Frankham,Jonaham D.Ballou&David A.Briscoe 「保全遺伝学入門」西田睦 監訳、高橋洋・山崎裕治・渡辺勝敏 訳、文一総合出版、2007年、p457
 - (4)鷺谷いづみ・矢原徹一「保全生態学入門 遺伝子から景観まで」文一総合出版、1996年、p16
 - (5)前掲書、p237
 - (6)林修三「法令解釈の常識」日本評論社、1975年、pp73–74
 - (7)前掲書、p72
- (*) 鷺谷いづみ・矢原徹一「保全生態学入門 遺伝子から景観まで」文一総合出版、1996年、p40

4. 法的に規定された「生物多様性」と生物多様性の構成要素

4.0. 法的な文脈における「生物多様性」の意味の確定可能性について

生物多様性やその構成要素とはいかなるものであるかについては、生物多様性基本法等の法律や、生物の多様性に関する条約等の条約等に定義規定が存在している。これらの定義規定により、一般的な意味では正確に意味を定めることができないような用語も、法的な文脈においては意味を限定することができるかもしれない。そこで以下では、条約、法律、条例そして生物多様性戦略及び計画における生物多様性及び生物多様性の構成要素の語を定義する規定を概観し、意味内容を定めできているのかを検討する(表 1、2、3、4、5、6 参照)。

4.1. 条約における生物多様性関連用語の定義規定

4.1.1. 「生物の多様性に関する条約」における用語の定義の確認と検討

4.1.1.1. 「生物の多様性に関する条約」における用語の定義

「生物の多様性に関する条約」には、「生物多様性」を定義する規定が存在する。規定は以下の通りである。

第2条 第1項

「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

この規定により生物多様性条約では、法的な文脈で重視される生物多様性を構成する要素の階層を「種内の多様性」、「種間の多様性」、そして「生態系の多様性」としているといえるだろう。なお、この例示が限定的なものであるのか、最も良く知られた要素を例示的に挙げたものであるのかは、今回は明らかにできなかった。

更に「生物の多様性に関する条約」には、生物多様性の構成要素である「生態系」を定義する規定が存在する。規定は以下の通りである。

第2条 第7項

「生態系」とは、植物、動物及び微生物の群集とこれらを取り巻く非生物的な環境とが相互に作用して一の機能的な単位を成す動的な複合体をいう。

「生態系」を直接定義する第2条第7項の規定は、生態系を構成要素の固有性について言及することなく「動的な複合体」として、物質・エネルギー循環の機能系として捉えているように思われる。換言すると、第2条第7項の規定は、構成要素が入れ替わっても維持されうるシステムの機能の側面に注目しているように見える。

しかし、以下に示す第2条第9項から同条第13項の規定を合わせて考えると、条約全体としては、生態系が、地域の生物群集の構成としての側面を持つことも意識しているように思われる。このように「生態系」を解釈するために資すると思われる規定は以下の通りである。

第2条 第9項

「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう。

第2条 第10項

「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

第2条 第11項

「生息地」とは、生物の個体若しくは個体群が自然に生息し若しくは生育している場所又はその類型をいう。

第2条 第12項

「生息域内状況」とは、遺伝資源が生態系及び自然の生息地において存在している状況をいい、飼育種又は栽培種については、当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において存在している状況をいう。

第2条 第13項

「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいい、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう。

第2条第12項の規定は、生態系を自然の生息地と共に、何等かの価値を有する遺伝素材の存在する場であると規定していると思われる。また、第2条第11項の規定により、第12項にいう「生息地」は、空間的な場、即ち非生物的環境という要素を意味していると考えられる。そして、「生態系」が（「自然な」とされることで本質と結びついた固有性が強調された）「生息地」と「及び」という同質性・同格性を強調する語で並置されていることを勘案すると、第12項にいう「生態系」は、システムの構成要素としての表現である「ある地域に生息する生物とそれを取り巻く非生物的環境」から（「生息地」は別に言及されているので）「非生物的環境」を除いた残りのもの、即ち、「ある（つまりは特定の）地域に生息する生物」という構成要素を（少なくとも日本国内の条約理解では）意味していると思われる所以ある。

ということで、生物多様性条約における「生態系」は、「ある地域に生息する生物とそれを取り巻く非生物的環境」であると同時に、それらにより行われる「物質・エネルギー循環」の系として理解されていると考えられる。従って、生物多様性条約の規定により「生態系」の語の多義性は解消されないだろう。

また、生物多様性条約には、「生態系」以外の生物多様性の構成要素の意味内容についての規定は存在しない。このことから、生物多様性条約の規定によっては、構成要素の意味の多義性に起因する「生物多様性」の語の不明確さを解消することはできないと思われる。

4.1.1.2. 生物多様性に関する条約の前文が示す認識の検討

生物多様性条約の前文は、締約国が生物多様性についていかなる認識を有するものであるかについて述べている。規定は以下の通りである。

前文 第1項

生物の多様性が有する内在的な価値並びに生物の多様性及びその構成要素が有する生態学上、遺伝上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上及び芸術上の価値を意識し、

即ち、生物の多様性が「内在的価値」を有すること。生物の多様性及びその構成要素が「生態学上、遺伝上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上、及び芸術上の価値」を有することである。これらの規定から、生物多様性の語の曖昧さを検討するに資すると思われる幾つかの事柄を読み取ることができると考えられる。まず、第1の事柄として、生物多様性それ自体は、内在的価値を有する対象、即ち、その存在 자체が価値を有する対象であるとされることから、人間の認識から独立して存在する対象とされていると思われる。そして第2の事柄として、生物多様性及びその構成要素は、列挙された価値、即ち、人間の評価に依存する価値といえる外在的価値を有する対象であるとされている。と

ところで、ある対象が「外在的価値を有している」とされる場合、対象が「内在的価値を有している」とされる場合と異なり、対象の人間の認識から独立した存在を必ずしも示唆しないことになるだろうと思われる。これを踏まえて、先述の第1と第2の事柄の表現の違いを検討すると、生物多様性の構成要素については、生物多様性それ自体とは異なり、それが人間の認識から独立して存在する対象であるか否かについて明らかにされていないと考えられる。これは、具体的には、多様な種概念のいずれを採用するかといったことが仮に問題視されたときに、多数存在する種概念のいずれを条約が採用しているのかを解釈するための情報を与えないように働くと考えられる。もし仮に「生物多様性の構成要素は内在的価値を有する」と規定されていたならば、類型学的種、そして、恐らく特に重要なのは類型学的種の一形態である分類学的種(これは生殖隔離を背景としたもの等、実体性を有していると考えられる可能性はあるが)をはじめとした人間の認識にその存在を依存するが故にそれ自身に起因する価値を観念できない種概念を認めることができなくなつたであろうからである。ただし、生物多様性条約は、野生動植物の種の存続それ自体を重要視するワシントン条約やその他の条約等を補完するものと觀念されており⁽¹⁾、内在的価値の存在する可能性は否定されていないとも思われる。

以上より、生物多様性条約前文の規定は、生物多様性の構成要素の意味の不明確さの解消に資するものとはならないと考えられる。

4.1.2. 「生物多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」

(カルタヘナ議定書)における用語の定義

「カルタヘナ議定書」には、「生物」について言及した規定が存在する。規定は以下の通りである。

第3条(h)

「生物」とは、遺伝素材を移転し又は複製する能力を有するあらゆる生物学上の存在(不稔性の生物、ウイルス及びウイロイドを含む)をいう。

「カルタヘナ議定書」第3条(h)は、「生物」を「遺伝素材を移転し又は複製する能力を有するあらゆる生物学上の存在(不稔性の生物、ウイルス及びウイロイドを含む)をいう」と規定し、生物として扱われるものの外延を定めている。ただし、カルタヘナ議定書は、現代のバイオテクノロジーにより改変された生物による生物多様性の保全等への悪影響を及ぼす可能性のあるものの安全な利用等に寄与することを目的としているものである。この条約のもつ目的から、多様な状態を保全あるいは保護すべき対象としての「生物」という語を解釈する際には、カルタヘナ議定書の定義規定を参照することはできないと思われる。何故なら、例えば、自分で子孫を作ることのできない「不稔の生物」を保全すべき多様な「生物」

の一部として考えると、人間が不断に継代に努めて供給し続けなければならないことになる。そのような対象を保全の対象とすることは観念し難いように思われるからである。

ところで、生物多様性の語の不明確さを引き起こす諸要因、例えば種問題等は、「～とは何か」という形式の問い合わせであったといえる。これはつまり、概念の適用範囲に属する事物の共通に有する性質、即ち、内包についての問い合わせであったといえるだろう。このため、もし仮に概念の適用範囲に属する事物の共通の性質が示されるならば、生物多様性の語を不明確にしている諸要因を解釈する手掛かりとすることができると思われる。だがしかし、カルタヘナ議定書における「生物」の定義規定は、その概念の適用範囲を定める規定、即ち、外延を定める規定であった。このことから、カルタヘナ議定書の定義規定は、生物多様性の語を解釈する際の手掛かりとして使用することもできないと考えられる。

4.1.3. 「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる

利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」

(名古屋議定書)における用語の定義

生物多様性に関わる議定書である「名古屋議定書」には、同議定書の用語を定義する規定が存在する。規定は以下の通りである。

第2条

条約第2条に定義する用語は、この議定書に適用する。さらに、この議定書の適用上、

第2条(b)

「条約」とは、生物の多様性に関する条約をいう。

「名古屋議定書」は、第2条において、「生物多様性条約」第2条の用語を議定書に適用すると規定する。よって、以降は特に同議定書については言及しない。

4.1.4. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」

(ワシントン条約)における用語の定義

「ワシントン条約」には、生物多様性の構成要素である「種」を定義する規定が存在する。規定は以下の通りである。

第1条(a)

「種」とは、種若しくは亜種又は種若しくは亜種に係る地理的に隔離された個体群をいう。

「ワシントン条約」第1条(a)は、生物多様性の構成要素である「種」について、「『種』とは、種若しくは亜種又は種若しくは亜種に係る地理的に隔離された個体群をいう」と規定

している。これは、「種」と「種の構成要素」をまとめて「種」とする一種のみなし規定であるといえる。ワシントン条約上で「種」は、例えば、第2条2項(a)の「現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その存続を脅かすことになる利用がなされないようにするためにその取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種」といった規定で用いられている。この2条2項(a)の「種」について検討してみると、1条(a)で種と共に例示された種の構成要素をその都度例示することが必要となるものになっていると考えられる。そしてこのような例示の必要は、2条2項(a)以外の「種」の語が用いられる規定にも認められると考えられる。以上のことから、ワシントン条約1条(a)は、条文表記の簡略化を目的として規定されたものと推測される。従って、ワシントン条約における種の定義は、同条約を離れた場面での「種」の語の解釈に用いることはできないものであると考えられる。

4.1.5. 条約の規定による「生物多様性」の意味の不明確さの解消について

—条約の規定は「生物多様性」の語の意味の不明確さを解消しない—

以上では、生物多様性に関連すると思われる用語の定義規定を含む条約3つの条約、即ち、「生物多様性条約」、「カルタヘナ議定書」、そして「ワシントン条約」について概観した。その結果、「カルタヘナ議定書」及び「ワシントン条約」における生物多様性の構成要素に関する定義規定については、それぞれの条約の文脈を離れて参照することのできるものではないことが認められた。また「生物多様性条約」については、生物多様性を構成する要素の範囲を限定しているが、生物多様性を構成する要素とされた「種」や「生態系」についてその意味を限定しておらず、これら要素の意味の不明確さに起因する語の意味の不明確さの解消には至っていないことが認められた。

引用・参考文献

(1)外務省 HP (サイト内検索ワード：生物多様性条約)

4.2. 法律における生物多様性関連用語の定義規定

4.2.1. 「生物多様性基本法」における用語の定義

「生物多様性基本法」には、「生物多様性」を定義する規定が存在する。規定は以下の通りである。

第2条 第1項

この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

この規定は、先程検討した生物多様性に関する条約の規定を簡略化したものといえるだろう。実際、生物多様性基本法案の作成に携わった国会議員達が「共同執筆の形で、制定の背景や経緯を説明するとともに、各条文の解説を試み⁽¹⁾」たとする解説書である「生物多様性基本法」において、「本項は、法の核心的な要素である『生物の多様性』とは何かについて規定したものである。生物多様性条約(日本は平成5年に締結)においては、『生物の多様性』を『すべての生物の間の変異性』と定義しており、生態系の多様性、種間(種)の多様性、種内(遺伝子)の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている⁽²⁾」とされている。この規定により、生物多様性条約と同様に、法的な文脈において重視される生物多様性の構成要素が遺伝子、種、生態系に限定されていると考えられる。ただし、条約におけるのと同様に、列挙が限定的であるのか例示的であるのかは明らかにできなかった。また、生物多様性基本法の規定にも生物多様性条約におけるのと同様に、構成要素の意味内容についての規定は存在しない。このため、生物多様性基本法の規定は、生物多様性条約と同様に、構成要素の意味の多義性に起因する「生物多様性」の語の不明確さを解消することはできないと思われる。

以上のように、生物多様性条約の規定とほぼ同様の規定を持つ生物多様性基本法の規定は、条約と同様に、「生物多様性」の語の意味の不明確さを解消するものではないと考えられる。これに加えて今回の検討では、解説書から推定される狭義(法案作成に関わった議員)の立法者意思も、語の意味を明確化しないことが明らかになったと思われる。

4.2.2. 「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための 活動の促進等に関する法律」 (生物多様性地域連携促進法)における用語の定義

「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」には、「生物多様性」を定義する規定が存在する。規定は以下の通りである。

第2条 第1項

この法律において「生物の多様性」とは、生物多様性基本法(平成二十年法律第五十八号)第二条第一項に規定する生物の多様性をいう

この規定は、同法の生物の多様性の定義について生物多様性基本法を引用している。よって、以降は特に同法に言及することはない。

4.2.3. 「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」

(カルタヘナ法)における用語の定義

4.2.3.1. 「生物多様性」を定義する規定

「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物種の多様性の確保に関する法律」には、「生物多様性」を定義する規定が存在する。規定は以下の通りである。

第2条 第4項

この法律において「生物の多様性」とは、生物の多様性に関する条約第二条に規定する生物の多様性をいう。

この規定は、同法の生物多様性について生物多様性条約を引用するとしている。生物多様性条約の規定については既に検討をしたのでここでは繰り返さない。

4.2.3.2. 「生物」を定義する規定

「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物種の多様性の確保に関する法律」には、「生物」という語を定義する規定が存在する。規定は以下の通りである。

第2条 第1項

この法律において「生物」とは、一の細胞（細胞群を構成しているものを除く。）又は細胞群であって核酸を移転し又は複製する能力を有するものとして主務省令で定めるもの、ウイルス及びウイロイドをいう。

この規定は、カルタヘナ議定書の「遺伝素材」について「核酸」に限定することにより、例えば「プリオンは生物か」といった境界問題に一定の限界を設けている。ただし、同法は、第1条においてカルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保することを目的としたものであることが示されているものであり、カルタヘナ議定書と同様の理由により、多様な状態を保全あるいは保護する対象としての「生物」という語を解釈する際に同法の定義規定を参照したり、「生物多様性」の語を解釈する際の手掛かりとすることはできないと思われる。

4.2.4. 法律の規定による「生物多様性」の意味の不明確さの解消について

—法律の規定は「生物多様性」の語の意味の不明確さを解消しない—

以上では、生物多様性に関連すると思われる用語の定義を含む3つの法律、即ち、「生物多様性基本法」、定義規定として生物多様性基本法の規定を引用する「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」、そして「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」について概観した。その結果、「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の規定は、生物多様性に関わる語を解釈するに際して、カルタヘナ議定書と同様に

参照できないことが認められた。また、「生物多様性基本法」における規定は、生物多様性条約と同様に、生物多様性を構成する構成要素の範囲を限定すると思われるが、構成要素の意味を限定しておらず、これら要素の意味の不明確さに起因する語の意味の不明確さの解消には至っていないことが認められた。

引用文献・参考文献

- (1) 谷津義男・末松義親・北川知克・江田康幸・田島一成・村井宗明・盛山正仁「生物多様性基本法」
ぎょうせい、2008年、谷津義男による「まえがき」
(2) 前掲書、p25

4.3. 条例における生物多様性関連用語の定義規定

4.3.0. 生物多様性関連用語の定義規定をもつ条例について

卒業論文作成期間中にインターネットを用いた検索を行った結果、名称に「生物多様性」の語を含む条例は3つ。定義規定において生物多様性の構成要素である「生態系」を定義する条例が、「生物多様性」の語を名称に含む条例と重複するものを含めて2つ。そして、本論文の議論に資すると思われる規定(「生物多様性基本法」第3条においても言及される語である「野生生物」について言及した規定)を含む条例が2つ確認された。以下では、これら条例の規定の検討をすると共に、条例に現れる「野生生物」の語を分析する。

4.3.1. 名称に「生物多様性」の語を含む条例 一北海道・北広島町・東近江市の条例一

今回の卒業論文作成期間中に確認できた、名称に「生物多様性」の語を含む条例は以下の3つである。即ち、第1に、「北海道の生物多様性の保全等に関する条例」、第2に、「北広島町生物多様性の保全に関する条例」、そして第3に、「東近江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例」である。以下では、これらの条例の規定について概観する。

4.3.1.1. 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」における「生物多様性」の定義規定

「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」には、「生物の多様性」を定義する規定が存在する。規定は以下の通りである。

第2条 第1項

生物の多様性

それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

北海道生物の多様性の保全等に関する条例(以下「北海道生物多様性条例」)のこの規定は、

生物多様性基本法第2条第1項における生物多様性の定義規定と概ね一致しているが、生物多様性の構成要素である「生態系」について異なる表現をしている。即ち、生物多様性基本法が生物多様性を「様々な生態系が存在すること」と規定しているのに対し、北海道生物多様性条例の規定は生物多様性を「それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること」と規定している。ここで挙げた法律と条例の規定を比較してみると、法律の規定よりも条例の規定の方が保全対象である生態系に地域固有性のあることをより強調した表現になっていると考えられる。しかし、この規定は、条例のいう生態系について、エネルギー循環系なのか、システムの構成要素なのか、あるいはその両方なのかを明示的に示していない。このため、北海道生物の条例の規定は、「生態系」の語の多義性を解消しないと思われる。

4.3.1.2. 「北広島町生物多様性の保全に関する条例」における「生物多様性」の定義規定

「北広島町生物多様性の保全に関する条例」には、「生物多様性」を定義する規定が存在する。規定は以下の通りである。

第2条 第1項

この条例において「生物多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

「北広島町生物多様性の保全に関する条例」第2条第1項の規定は、生物多様性基本法第2条第1項の規定と同じものである。よって、以降は特に同条例の生物多様性の定義について言及することはない。

4.3.1.3. 「東近江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例」における定義規定

「東近江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例」には「生物多様性」そのものを定義する規定は存在しない。ただし、関連すると思われる用語として「生物多様性の保全」を定義する規定が存在する。規定は以下の通りである。

第2条 第3項

生物多様性の保全 環境風土づくり条例第2条第4号に規定する生物多様性の保全をいう。

この規定の「環境風土づくり条例」とは、「東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例」を指す。環境風土づくり条例第2条第4号の規定は以下の通りである。

第2条 第4号

「生物多様性の保全」とは、多種多様な野生生物との共生を図り、豊かな自然を将来世代へと引き継ぐことをいう。

東近江市の条例の規定は、保全の対象を「野生生物」とすることにより、「生物多様性」の語の外延を生物多様性基本法よりも狭めるものとなっている。しかし、構成要素についての言及はないため、構成要素の多義性に基づく「生物多様性」の語の多義性の解消にはつながっていない。のみならず、この定義規定は、生物多様性の解釈の議論に「野生生物とは何か」という新たな論点を持ち込むと考えられる。

4.3.2. 「生態系」を定義する規定をもつ条例 一北広島町・明石市の条例一

卒業論文作成期間中に確認することができた「生態系」を定義する規定を含む条例は以下の2つである。即ち、第1に、「北広島町生物多様性の保全に関する条例」、そして第2に、「あかしの生態系を守る条例」である。ただし、2つ目の「あかしの生態系を守る条例」は、「生態系」を直接定義するものではない。以下では、これらの条例の規定について概観する。

4.3.2.1. 「北広島町生物多様性の保全に関する条例」における「生態系」の定義規定

「北広島町生物多様性の保全に関する条例」には「生態系」を定義する規定が存在する。規定は以下の通りである。

第2条 第4項

この条例において「生態系」とは、一定の区域に生息し、又は生育する野生生物、及びそれを取り巻く非生物環境の総体をいう。

「北広島町生物多様性の保全に関する条例」第2条第4項における「生態系」の定義規定は、一般的な生態系の定義である「ある地域に住むすべての生物とその地域内の非生物的環境をひとまとめにし、主として物質循環やエネルギー流に注目して、機能系として捉えた系⁽¹⁾」と違いが存在している。それは北広島町の条例が対象となる生物を「野生生物」に限定していることにより生じる違いである。この規定の加える限定により、北広島町条例のいう生物多様性の概念は、一般的な生物多様性の概念よりもその外延を狭めたものとなっている。ただし、北広島町の条例において、野生生物とは何かを定義する規定は存在しない。

4.3.2.2.1. 「あかしの生態系を守る条例」における「在来生態系」の定義規定

「あかしの生態系を守る条例」は、「生態系」そのものを定義せずに「在来生態系」を定義している。規定は以下の通りである。

第2条 第1号

在来生態系

その場所を本来の生息地又は生育地とする生物及びそれを取りまく非生物的環境によって構成される生態系をいう。

「あかしの生態系を守る条例」第2条第1号の規定は、「生態系」を「在来」のものと限定すること及び、生態系を構成する生物の具体的特性について言及している。これにより条例のいう生態系がエネルギー循環系について述べているのではなくシステムの構成要素について述べていることを明示して「生態系」の語の多義性を解消し、明石市が守る生態系とは如何なるものであるかをより具体的に示していると思われる。明石市が守る生態系とは即ち、「地域の生物構成としての生態系」であったといえるだろう。

以上で概観したように、「あかしの生態系を守る条例」は、「生態系」の語の多義性を解消する規定を持つ条例である。しかし、この条例は、生態系の構成要素であり、また、「生物多様性」の語の多義性の原因ともなっている「種」の多義性を解消する規定を持たない。従って、この条例においても、「生物多様性」の不明確さは解消されていないと考えられる。

4.3.2.2. 明石市が守る生態系の法の客体としての性質

—抽象的権利の対象から法的な保護の対象となった生態系—

明石市が守る生態系は、「地域の生物構成としての生態系」であると考えられる。「地域の生物構成としての生態系」は、「3.2.4. 生態系概念の多義性と法的保護・利益の対象」で検討したように、一般的には、抽象的権利性を持つに留まると考えられる。しかし、明石市は、「あかしの生態系を守る条例」第3条(市の責務)及び第4条(市民の責務)の規定を置くことにより、地域の生物構成としての生態系を法的な保護を受ける対象としているように思われる。規定は以下の通りである。

第3条 第1項

市は、在来生態系等の被害を防止するための施策を策定し、これを実施するものとする。

第3条 第2項

市は、在来生態系等の被害の防止に取り組む市民と連携を図るよう努めるものとする。

第4条

市民は、在来生態系等の被害を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

4.3.3. 生物多様性の構成要素としての「野生生物」　—条例レベル特有の論点—

以上の様に、生物多様性及び生物多様性の構成要素である生態系について定義し、あるいは言及する幾つかの条例(東近江市、北広島町)は、定義規定に「野生生物」という

新たな概念を導入している。しかしながら、「生物多様性」及び生物多様性の構成要素を定義する規定に「野生生物」という語を導入した条例に「野生生物」を定義する規定は存在しない。そこで本論文では、「野生生物とは何か」について 3 つの事柄を確認する。第 1 に、「野生生物とは何か」という問題についての一般的な(法的文脈以外の)議論を確認する。第 2 に、抽象的な形で野生生物(野生動植物)に言及している条例の規定を確認する。そして第 3 に、野生生物の具体的な例を挙げている条例の規定を確認したうえで、そこで挙げられた生物に対する自治体の認識から条例を制定した自治体が野生生物をどのようなものと考えているのかを検討する。

4.3.3.1.1. 「野生生物とは何か」についての一般的な論点 —「野生」の 3 つの解釈—

「広辞苑(第 5 版)」は、「野生」を「動植物が自然に山野に生育すること。また、その動植物」であるとしている。この広辞苑の表現は、「自然に」の理解と関連して 3 つの解釈をすることのできるものであると考えられる。第 1 のものは、「自然に」を「おのずから成る生成・展開を惹起させる本具の力としての本性・本質に従うもの」として捉える解釈。第 2 のものは、「自然に」を「人為の加わらないままに」として捉える解釈。そして第 3 のものは、「自然に」を「山野」と並列的な「動植物の生息空間」として捉える解釈である。第 1 及び第 2 の解釈は、第 3 の解釈との対比においては、「自然に」を「動植物のあり方」として捉えた解釈であるともいえるだろう。

これらの「野生」の解釈について、特定非営利活動法人野生生物保全論研究会(以下 JWCS)は、「野生生物保全辞典—野生生物保全の基礎理論と項目」(以下「野生生物保全事典」)において、野生生物保全の観点からの論点を示して、野生生物を「自然起源の生物であり、現在も自生し自活している生物を指す⁽²⁾」とした。この JWCS の見解は、先に見た辞書的な第 1 の解釈、即ち野生を「動植物がその本性に従って生育すること」と捉える立場に近いものと考えることができるだろう。

JWCS は、野生生物を「人為の加わらないままに生育する生物」として捉える辞書的な第 2 の解釈及び野生生物を「(空間的な)自然の山野に生育する生物」として捉える辞書的な第 3 の解釈を野生生物概念の中心として採用できないことの根拠を示している⁽³⁾。即ち、第 2 の解釈である人為との関わりにおいて野生生物を理解する立場に対しては、人家に棲みついているジャコウネズミの例や人間の残飯等を食性として利用する生物の存在する例を根拠として挙げている。また、第 3 の解釈である生息場所により野生生物を理解する立場に対しては、いわゆる「雑草」を始めとした人為の影響のない状態の生活様式を都市などの人為生態系内で実現して都市生態系内で生態的地位を得ている生物の存在すること、そして、自然界で人間に依存せずに生活をしていても、人間が

移住させ定着したその地の自然生態系に起源を持たない生物は野生生物として認め難いという例を根拠として挙げている。

4.3.3.1.2. 二次野生 —「野生生物」の境界事例—

JWCS は、「野生生物とは何か」という問題の境界事例に対して「二次野生」という概念を示した。「二次野生」の語の使用は本論文の議論を明確化するのに資すると考えるため以下にその概要を示す。

JWCS は、二次野生の具体例として以下の 3 つの例を示している⁽⁴⁾。二次野生の 1 つ目の例は、家畜化または飼育化された動植物が逃亡または放置されて野生化した例である。2 つ目の例は、外来の野生の個体群または個体が野生化した例である。そして 3 つ目の例は、ある土地では絶滅した種の個体群をその土地に再導入して、導入された個体群が維持(増殖)された場合の例である。

二次野生の例として挙げられた上記の 3 つの例に当てはまる二次野生の生物は、JWCS の考える野生生物と「自立・自律」した生物であるという共通点を持つ。他方、二次野生の生物は、ある土地での個体群の生息について人為によらない起源、即ち「自然起源」を持たないという点で野生生物と異なっているといえるだろう。

4.3.3.2. 「野生生物」に言及した条例の規定

卒業論文作成期間中にインターネットを用いた検索を行った結果、確認することができた「野生生物」あるいは「野生動植物」に言及する条例は、24 の府県(岩手・福島・群馬・富山・石川・山梨・長野・岐阜・静岡・滋賀・京都・奈良・島根・岡山・山口・徳島・香川・愛媛・高知・佐賀・熊本・大分・宮崎・鹿児島：表 4.1. 参照)及び 8 の市町村(奄美市・那須塩原市・野田市・東近江市・吉備中央町・瀬戸内町・御嵩町・大和村：表 4.2. 参照)に存在する。ただし、これらのいずれの条例においても、「野生生物とは何か」を定義する規定は存在しない。しかしながら、このうち 2 つの条例、即ち、野田市及び東近江市の条例は、具体的な生物に言及することで条例のいう「野生動植物」(野田市)あるいは「野生動物」(東近江市)とは如何なるものであるのかを検討するに資する規定を持っている。

そこで、以下では、野田市及び東近江市の条例が言及した野生生物が如何なるものであるかを検討するとともに、条例に現れた「野生生物」がどのような法的権利・利益の対象であるのかについて分析を試みる。

4.3.3.2.1. 「野田市野生動植物の保護に関する条例」における野生生物

「野田市野生動植物の保護に関する条例」は、第1条において野生動植物の具体例について言及している。規定の該当部分は以下の通りである。

第1条（目的）（一部抜粋）

この条例は、本市における生物の多様性のシンボルであるコウノトリに代表される野生動植物が生息し、（省略）

野田市の条例に現れた野生動植物は、コウノトリである。野田市におけるコウノトリは、「コウノトリが生息していた当時を知る人は殆どいない⁽⁵⁾」とされる鳥であり、JWCSが二次野生の境界事例の3つ目の例として挙げた「再導入」の事例に分類することが可能と考えられる。これは、場合によっては、（野田市における）コウノトリを「野生動物とは認めない」とする見解が現れる可能性を示唆するものである。そこで以下では、野田市が作成した「野田市コウノトリ生息域内保全実施計画【試験放鳥編】」（以下「野田市保全実施計画」）の記述を参考に、野田市がコウノトリをどのような根拠で野生生物と考えているのかを検討する。

4.3.3.2.1.1. 野田市のコウノトリについての法的側面からの見解

「野田市保全実施計画」は、コウノトリを「文化財保護法（文化庁）による『特別天然記念物』であり、種の保存法（環境省）による『国内希少野生動植物種』として法律で保護されている⁽⁶⁾」ものとしている。これは野田市が、コウノトリを法律で保護された野生動植物として捉えていることを示していると考えられる。

4.3.3.2.1.2. 野田市のコウノトリについての法的側面以外の見解

「野田市保全実施計画」は、コウノトリを以下の4つの特性を持つ対象として捉えている⁽⁷⁾。

第1に、コウノトリが生態系の頂点に立つ種であることにより、生物多様性の豊かな健全性を示す指標としての特性を持つ対象として捉えている。

第2に、コウノトリが広域的な移動を行う種であることにより、野田市と周辺地域間を結ぶ指標としての特性を持つ対象として捉えている。

第3に、コウノトリが採餌場所として田んぼを利用することから、その生息が安全安心な農作物のブランドを形成しうる特性を持つ対象として捉えている。

そして第4に、コウノトリが美しい鳥であることから、多くの人に愛されるため、コウノトリをきっかけに自然環境や農業、地域づくりに关心を持ってもらう効果を期待できるという特性を持つ対象として捉えている。

4.3.3.2.1.3. 野田市におけるコウノトリの生息記録及び飛来記録⁽⁸⁾

「野田市保全実施計画」には、野田市でコウノトリが生息していたことを示す直接的な記録は認められない。野田市においてコウノトリが生息していたことを示す間接的な記録としては、以下の 3 つが挙げられている。第 1 に、明治初期頃におけるコウノトリの生息域の情報。第 2 に、市内にコウノトリが生息していたことを示す口伝の記録。そして第 3 に、野田市の近隣の手賀沼において明治 17 年(1884 年)即ち約 130 年前に捕獲された個体の剥製が残されていることが示されている。

野田市へのコウノトリの飛来記録は、近年において確実なものは認められていない。しかし、2004 年に大陸産と考えられる個体が野田市の近隣の我孫子市で越冬した記録。そして、2011 年に兵庫県豊岡市で放鳥された個体が利根川の上下流域に飛来したことが認められている。

4.3.3.2.1.4. 野生生物としてのコウノトリ

「野田市保全実施計画」の記述によると、野田市が「コウノトリは野生生物である」とする明示的な根拠は、コウノトリが法(「文化財保護法」(昭和 28 年(1953)3 月 31 日天然記念物指定、昭和 31 年(1956)7 月 19 日特別天然記念物指定(基準: 動物⁽²⁾⁽⁹⁾)、「種の保存法」(平成 5 年(1993)国内希少野生動植物種指定)⁽¹⁰⁾)により野生動物とされているということのみであると考えられる。

コウノトリは国の特別天然記念物であり、また国の希少野生動物もある。従って、放鳥されたコウノトリを野生生物とする野田市の見解は、野田市の地理的状況やコウノトリの分布状況といった具体的な事象を捨象した抽象的意味において、(少なくとも法的な文脈では)疑いの余地なく正当なものと思われる。

しかし、野田市の事例を具体的に検討すると、「野田市におけるコウノトリ」を野生生物と考えることに議論の余地があるのではないかと考えられる。それは、法的側面以外から野田市がコウノトリを野生生物とする論拠が、「かつて野田市(近郊)にコウノトリの生息が認められた」というもの以外にないようと思われることに起因するものである。

野田市は、コウノトリを野生動物であるとする。だが、2015 年に放鳥されるまでの約 130 年間、野田市にコウノトリは生息していなかった。2017 年現在、野田市に生息しているコウノトリは、野田市及び他の飼育施設の飼育個体に由来するものである⁽¹¹⁾⁽¹²⁾。これらの否定的に働く根拠があったとしても、野田市をコウノトリ本来の生息地であったと見做せるならば、野田市におけるコウノトリの放鳥は、JWCS が「野生生物とは何か」という問題の境界事例として挙げた二次野生の中の「再導入」の事例として見ることができる。この場合、放鳥され、野田市に生息するコウノトリは、野生生物と考えられるだろう。

他方、(進化学者はドブジヤンスキーの言葉に従って「進化の光に照らせば」一瞬であると評価するかもしれないが)野田市において約130年に渡ってコウノトリが生息していなかった事実も存在する。この事実を重視して「現在の野田市」をコウノトリの「本来の生息地」と考えず、また、約130年という長期に渡って存在していなかったことにより、コウノトリが野田市の大半の人々にとって親しいあるいは懐かしい存在ではなかったという事実(放鳥前に行われたアンケート調査⁽¹³⁾において「野田市を象徴するもの」としてコウノトリを挙げたのは2.1%。「あなたにとって「コウノトリ」とは何ですか」という問い合わせに対して「野田市の誇り、象徴・シンボル」と回答したのは5%であった)を考慮すれば、野田市周辺地域に起源を持たないコウノトリは外来種と評価され(国内の移動であっても「本来の生息地」の外に存する生物を「外来種」または「移入種」として評価する条例として、表4.1.に挙げた群馬県(第26条)、富山県(第31条)、静岡県(第33条)、滋賀県(第2条第3項)、香川県(第32条)、高知県(第30条)、宮崎県(第2条第3項))、野生生物とは考えられなかつた可能性もあったと思われる。

以上のような否定的見解の存在可能性について本論文の用語法に従って換言すると、野田市におけるコウノトリは、「野生生物」の語についての肯定的な意味の周縁領域に属する対象であったといえるだろう。

4.3.3.2.1.5. 野生生物の意味の周縁に属する対象の法的権利性

—野田市におけるコウノトリの場合—

以上に示した「野田市におけるコウノトリ」を野生生物と考えることに否定的な見解が的を射たものであったとするならば、1つの事柄が明らかになるように思われる。即ち、ある生物が「野生生物」として考えられるか否かが、判断を下す者の自然観、世界観、あるいは価値観といった非生物学的判断規準により決定される場合があるということである。このように決定された「野生生物」は、専ら内面的価値の対象となると考えられるだろう。極端な言い方をすれば、「野生生物」の意味の周縁に属するある生物が野生生物として保全されるか外来種として排除されるかは、判断を下す者の好みにより決定される場合もあるということである。

ここに示した推論が妥当ならば、野田市のコウノトリ、即ち「野生生物」は極めて限られた法的保護・利益の対象としての権利性しか有しない可能性があると思われる。これまで判断が示されてきた法的権利性の中で、野田市のコウノトリには、法的保護の対象とはならなかつたが、「伊場遺跡事件」で判断が示された「学術研究者の学問研究上の利益」が認められるだろうと思われる。何故なら、野田市におけるコウノトリは、記録の中にその存在が確認される対象、即ち、地誌的、自然史的な学問的対象として存在が認められるものだからで

ある。

他方、野田市のコウノトリは、内面的価値の対象と考えられる、これまでに権利性が認められてきた 2 つの抽象的な法的価値・利益と、現行法制とは適合しないが権利性が主張された 1 つの価値の対象となる性質を持たないと思われる。

第 1 に、野田市のコウノトリは、「アマミノクロウサギ処分取消請求事件」で判断が示されたような「一般的抽象的な保護義務」の対象とならないと思われる。それは野田市のコウノトリが、「保護」の対象ではなく環境創造的要素を含む「保全」の対象であると考えられるからである。

第 2 に、「日光太郎杉事件」で判断が示されたような「非代替的な環境価値を持つ」対象とはならないと思われる。何故なら、野田市のコウノトリは既に一度失われた存在であり、地域生態系を構成する種との継続した種間関係等の歴史的な一回性を持つ出来事を背景として持つ存在とは考えられないからである。

そして第 3 に、野田市のコウノトリは現行法制とは適合しないものの「アマミノクロウサギ処分取消請求事件」で権利性が主張された「自然の権利」の担い手にはなれないと思われる。何故なら、「人為的」に導入されるコウノトリや「人為的」に形成されたコウノトリが生息する生態系を代弁して「自然」の権利を主張するのは無理があると考えられるからである。もし仮に、人為的に導入されたコウノトリが生息する環境を守るために争うのであれば、「自然」を代弁するのではなく、コウノトリを導入した者がその望む「景観を維持するため」等の理由によりに導入者自身の名により行うべき争いになるだろうと思われる。

4.3.3.2.2. 「東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例」における野生生物

「東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例」は、前文において野生動物の具体例について言及している。規定の該当部分は以下の通り。

前文（一部抜粋）

（省略）生態系の頂点に位置するイヌワシ・クマタカなどの猛禽類をはじめとして、特別天然記念物のカモシカなど、多種多様な野生動物が生息している。（省略）

4.3.3.2.1. 東近江市における野生生物についての見解

「東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例」に現れた野生生物は、イヌワシ、クマタカ、そしてカモシカである。これらの各種は、野生を「動植物が自然に山野に生育すること。また、その動植物」と捉える広辞苑におけるような一般的な見解においても、野生生物を「自然起源の生物であり、現在も自生し自活している生物を指す」とした JWCS の見解においても、野生生物として考えることに疑念の生じない対象と考えられる。これは本論文の用語法に従って換言すると、東近江市の条例に現れた種は、野生生物について

ての肯定的な意味の核心領域に属する対象であるといえるだろう。従って、東近江市の事例によって「野生生物とは如何なるものか」について検討を加えることはしない。

4.3.3.2.2.2. 野生生物の意味の核心に属する対象の法的権利性

以上に示した「野生生物」の語の核心領域に属する東近江市の野生生物は、「野生生物」の語の周縁領域に属する野田市の野生生物とは異なる価値・利益の対象としての権利性を有すると思われる。即ち、「野生生物」の語の意味の周縁に属する対象において検討した4つの抽象的な価値・利益の対象となる権利性を、意味の核心に属する対象は有していると考えられる。

第1に、野生生物の意味の核心に属する対象は、「アマミノクロウサギ処分取消請求事件」で法的な価値の判断が示された「一般的抽象的な保護義務」の対象として法的保護・利益の対象となると考えられる。何故なら、イヌワシやクマタカといった野生生物の意味の核心に属する様な生物の有する価値については認められており、一般的にそれを保護する必要があるという考えは承認されていると思われるからである。

第2に、野生生物の意味の核心に属する生物は、「日光太郎杉事件」で判断が示された「非代替的な環境価値」を持つ対象として法的保護・利益の対象となると考えられる。何故なら、野生生物の意味の核心に属する生物の種や種間の関係は、進化という歴史的な一回性を持つ出来事により生じたものであるといえるからである。

第3に、野生生物の意味の核心に属する生物は、法的保護の対象とはならなかったが「伊場遺跡事件」で判断が示された「学術研究者の学問研究上の利益」の対象として認められると考えられる。何故なら、野生生物の意味の核心に属する生物の種や種間の関係は、分類学や生態学といった学問の対象となるものだからである。

そして第4に、現行法制とは適合しないが(少なくとも一部の)保全生物学者達が自任する「動・植物、生態系の代弁者として」として訴訟を行う「自然の権利」の対象としても認められると考えられる。

4.3.4. 野生生物概念の不明確さ 一野生生物概念の「曖昧さ」一

以上では、生物多様性に関する法のうち、条例レベルの定義規定に特有な概念でありながら定義規定が存在しない「野生生物」について、2つの条例で挙げられていた野生生物の具体例をもとに検討した。ここでの検討の結果、条例で用いられる「野生生物」は、その意味の核心に属する対象だけでなく、意味の周縁に属する対象も含む概念であることが認められた。この点を本論文における用語法を用いて表現すると、条例レベル一般(具体例を持つ個別の条例において意味を確定しうることは否定されない)の「野生

「生物」概念は、曖昧な概念であったといえるだろう。そして、この野生生物概念の曖昧さは、野生生物の法的価値の評価に幅を生じさせることにより、野生生物のもつ法的性格をも不明確なものにしていると考えられる。

以上のことから、条例に用いられる野生生物概念は、曖昧な概念であることが明らかになったと思われる。このため、野生生物を生物多様性の構成要素とした場合、野生生物概念の曖昧さに起因する不明確さにより、「生物多様性」の意味の不明確さは解消されないとと思われる。

4.3.5. 条例の規定による「生物多様性」の意味の不明確さの解消について

—条例の規定は「生物多様性」の語の意味の不明確さを解消しない—

以上では、まず「生物多様性」の語を名称に含む条例と、「生態系」の語を定義する規定を持つ条例について概観した。その結果、2つの条例に特徴的な規定が存することが明らかになった。

まず第1に、「北海道生物の多様性に関する条例」の規定は、法律の規定よりも対象となる生態系に地域固有性があることを強調するものであった。しかし、「北海道生物の多様性に関する条例」は、「生態系」の語の多義性を解消しないことが認められた。

第2に、「あかしの生態系を守る条例」の規定は、条例の対象とする生態系を「在来」のものと限定すること及び生態系を構成する生物の具体的特性に言及することにより、「生態系」の語の多義性を解消していることが明らかになった。これにより、条例レベルでは、生物多様性の構成要素である生態系について、部分的にではあるが、多義性を解消する規定が存することが認められた。しかし、「あかしの生態系を守る条例」は、生態系の構成要素であり、また、「生物多様性」の語の不明確さの原因ともなっている「種」の多義性を解消する規定を持たない。このため、「あかしの生態系を守る条例」の規定は、「生物多様性」の不明確さを解消するには至らなかったことが認められた。

そして、本章では、条例における「生物多様性」と「生態系」についての検討に次いで、定義規定として条例レベルにおいて初めて登場する概念で、生物多様性や生態系の構成要素とされる「野生生物」について、2つの条例の挙げる野生生物の具体例を手掛かりに、検討を行った。その結果、「野生生物」の概念は、適用可能性との関連で疑義の生じる領域、即ち、意味の周縁領域を持つ曖昧な概念であることが認められた。このため、「野生生物」は、それを構成要素として生物多様性や生態系の語の外延を狭めても、生物多様性等の概念の持つ不明確さの解消に資するものではないことが認められた。

引用文献・参考文献

- (1)「生物学事典」(第4版)、八杉龍一・小関治男・古谷雅樹・日高敏隆 編、岩波書店、1996年、p751)
- (2)「野生生物保全事典—野生生物保全の基礎理論と項目」野生生物保全論研究会(JWCS)編、緑風出版、2008年、p19
- (3)前掲書、pp36-38
- (4)前掲書、p36
- (5)「野田市 コウノトリ生息域内保全実施計画【試験放鳥編】」野田市、2015年、p11
(以下、「野田市保全実施計画」)
- (6)前掲書、p29
- (7)前掲書、p1
- (8)前掲書、p1、p29、p35
- (9)公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会 HP(サイト内検索ワード:コウノトリ)
- (10)環境省 HP(サイト内検索ワード:国内希少野生動植物種一覧)
- (11)「はばたけ! 野田の空へ『自然と共生する地域づくり』のシンボルコウノトリの関東地域における野生復帰にむけて」コウノトリと共に生きる地域づくり推進協議会(千葉県野田市)、2015年
- (12)「千葉県生まれコウノトリ酉年に飛翔 野田市の復活事業、今年も放鳥予定」産経ニュース、2017.1.2.
- (13)高橋正弘・本多裕子「千葉県野田市におけるコウノトリ放鳥前段階の住民意識について」『野生復帰』第4巻、2016年、pp55-67、p62

4.4. 生物多様性国家戦略における生物多様性関連用語の定義規定

4.4.0. 生物多様性国家戦略について

生物多様性国家戦略は、「生物多様性条約」第6条(a)の規定に基づいて、「生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的」として策定される国家的な戦略である。我が国では、これまでに5回、生物多様性国家戦略が策定されてきた(「生物多様性国家戦略」(1995年)、「新生物多様性国家戦略」(2002年)、「第三次生物多様性国家戦略」(2007年)、「生物多様性国家戦略 2010」(2010年)、「生物多様性国家戦略 2012-2020」(2012年))。これらのうち、2008年以降に策定された2つの戦略(「生物多様性国家戦略 2010」、「生物多様性国家戦略 2012-2020」)は、「生物多様性基本法」に基づいた法定戦略として策定された国家戦略である。以下では、論文作成時における最新の国家戦略である「生物多様性国家戦略 2012-2020」を中心に、生物多様性国家戦略における「生物多様性」の語を定義する規定を概観し、意味内容を定めることができることを検討する。

4.4.1. 「生物多様性国家戦略」における生物多様性関連用語の定義規定

4.4.1.1. 「生物多様性国家戦略」における「生物多様性」の定義規定

2017年までに策定された5つの生物多様性国家戦略には、「生物多様性」を定義する規定が存在する(表5.参照)。このうち、「生物多様性国家戦略 2012-2020」における規定は以下の通りである。

第1部 第1章 第1節 3 (一部抜粋)

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種間(種)の多様性、種内(遺伝子)の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

「生物多様性国家戦略 2012-2020」のこの規定は、同戦略における「生物多様性」の語が、「生物多様性条約」第 2 条の規定によるものであることを示している。この規定については、以前(4.1. 参照)において既に検討を行った。よって、以降は特に同戦略の生物多様性の定義について言及することはない。

4.4.1.2. 「生物多様性国家戦略」における生物多様性の構成要素についての説明規定

2017 年までに策定された 5 つの生物多様性国家戦略のうち、「新生物多様性国家戦略」以降の 4 つの生物多様性国家戦略には、生物多様性の構成要素の多様性について説明する規定が存在する(表 5. 参照)。このうち「生物多様性国家戦略 2012-2020」における規定は以下の通りである。

第 1 部 第 1 章 第 1 節 3 (一部抜粋)

生態系の多様性とは、干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていることです。(省略)

種の多様性とは、いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育しているということです。(省略)

遺伝子の多様性とは、同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあることです。(省略)

「生物多様性国家戦略 2012-2020」における生物多様性の構成要素の多様性について説明する規定は、以下のようなものであると考えられる。即ち、「生態系」の多様性を説明する規定は、生態系の型を例示的に示す規定。「種」の多様性を説明する規定は、その内部に複数の種を包括する類を例示する規定。そして、「遺伝子」の多様性を説明する規定は、種に概括される個物と考えられる対象、即ち、個体や個体群間の違いとは何かを説明することにより、種内の多様性を説明する規定となっていると考えられる。これらの生物多様性の構成要素についての説明は、「遺伝子の多様性について」以外の、即ち、「生態系の多様性について」及び「種の多様性について」の説明では、それぞれのレベルに属する個別の対象を例示的に列挙するものとなっている。このため、生物多様性国家戦略における各レベルの構成要素とは何かという問い合わせに対しては、解釈者達それが、挙げられた例から答えを導くことになるだろう。以上のことから、「生物多様性国家戦略 2012-2020」の説明規定は、生物多様性の構成要素の多義性を解消しないものと思われる。

4.4.2. 生物多様性国家戦略特有の説明規定

「第 3 次生物多様性国家戦略」以降の生物多様性国家戦略では、「生物多様性」をいう語の理解を助ける語として「つながり」と「個性」という語を挙げている(なお、「新生物多様性国家戦略」では、「つながり」に該当すると思われる「環」と「鎖」の語が用いられている)

る。表 5.参照)。「生物多様性国家戦略 2012-2020」における規定は以下の通りである。

第1部 第1章 第1節 3 (一部抜粋)

「つながり」というのは、生物間の食べるー食べられるといった関係から見た食物連鎖や生態系の中のつながり、生態系間のつながりなどを表しています。また、長い進化の歴史を経た 世代を超えたもののつながり、日本と世界、地域と地域、流域など、スケールの異なる さまざまなつながりもあります。「個性」というのは、同じ種であっても、個体それが 少しずつ違うことや、それぞれの地域に特有の自然や風景があり、それが地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成していることです。「つながり」と「個性」は、長い進化の歴史によりつくり上げられてきたものであり、こうした側面を持つ「生物多様性」が、さまざまな恵みを通して地球上の「いのち」と私たちの「暮らし」を支えているのです。

生物多様性国家戦略において「生物多様性」を理解する助けるものとされているものの 1 つ「個性」とは、生物多様性の各レベルそれぞれの構成要素が同レベルの他の構成要素とは異なる独自の存在であることを説明するものであると思われる。

他方、「つながり」とは、恐らく、生物多様性の各レベルの構成要素は、他の要素と何等かの関係を有する存在であり、孤立してそれのみで考える対象ではないことを示唆するものであると推測される。生物多様性国家戦略における「つながり」の例は、生物個体レベルのつながりと生物個体以上のレベルの構成要素におけるつながりの 2 つに大別することができる。生物個体レベルと考えられる「つながり」の例としては、食物連鎖、(捕食-被食関係以外の?)生態系内の関係、そして世代間の関係が挙げられる。また、生物個体以上のレベルの構成要素における「つながり」の例としては、生態系間の関係、様々なスケールにおける地域間の関係等が挙げられている。

以上のような、生物多様性国家戦略に特徴的な「つながり」と「個性」の強調は、生物多様性の構成要素のそれぞれが独自性を有する対象でありながら、同時に各対象を単独に、孤立させて考えるべきではないことを主張するものと思われる。この主張は、生物多様性を考える際の思考の方向性を定めるうえで重要なものと思われる。しかし、このように生物多様性を「つながり」と「個性」に置き換えるても、本論文において検討している生物多様性の構成要素の意味の不明確さは解消されないと考えられる。

4.4.3. 生物多様性国家戦略の規定による「生物多様性」の意味の不明確さの解消について

—生物多様性国家戦略の規定は「生物多様性」の語の意味の不明確さを解消しない—

以上では、「生物多様性国家戦略 2012-2020」における「生物多様性」を定義する規定と、「生物多様性の構成要素」について説明する規定を概観した。その結果、「生物多様性」を定義する規定は、「生物多様性条約」第 2 条の規定によるものであると示されていることが明らかとなった。そして、この生物多様性の定義規定を受けて、「生物多様性国家戦略 2012-2020」は、「生態系」、「種」、そして「遺伝子」の 3 つのレベルの構成要素について説明し

ていることが示された。ここで挙げた生物多様性の構成要素についての説明は、「遺伝子の多様性」以外の、即ち、「生態系の多様性」及び「種の多様性」についての説明では、それぞれのレベルに属する個別の対象を例示的に列挙するものとなっていることが認められた。このため、生物多様性国家戦略における規定は、生物多様性の構成要素の多義性を解消しないことが認められた。

以上のことから、「生物多様性国家戦略 2012-2020」の規定は、生物多様性及び生物多様性の構成要素の意味の多義性を解消せず、これらの概念の持つ不明確さの解消に資するものではないことが認められた。

4.5. 国以外の公的機関による生物多様性戦略及び計画における「生物多様性」と 生物多様性の構成要素

4.5.0. 検討の対象となった生物多様性戦略あるいは計画

卒業論文作成期間中にインターネットを用いた検索を行った結果、生物多様性戦略あるいは計画(環境基本条例中に生物多様性戦略を持つものを含む)として、35 の都道県、68 の市町村(策定中の礼文町を含む)と、5 市町村の連携による 1 つの戦略、そして農林水産省の戦略が確認された(表 6. 参照)。以下では、これらの戦略及び計画の規定について検討をする。

4.5.1.0. 国以外の公的機関による生物多様性戦略及び計画における「生物多様性」について

今回卒業論文作成期間中にインターネット検索を通じて見つけることができた各機関の生物多様性戦略及び計画における「生物多様性とは何か」といった規定について確認を行った。その結果、8 つの機関の戦略及び計画を除いて「生物多様性とは何か」について言及する規定が認められた。これらの規定のうち、千葉県、滋賀県、そして市原市を除いた各自治体の規定は、「生物多様性国家戦略」、「生物多様性条約」、そして「生物多様性基本法」のいずれかの規定に、多少の文言や表現の違いはある場合もあるが、言及するものであった。生物多様性「国家戦略」、「条約」、そして「基本法」の規定については、これまで検討を加えてきたので、改めて検討を加えることはしない。以下では、「生物多様性とは何か」について特徴的な見解を示した千葉県、滋賀県、そして市原市の規定を概観し、検討を加えることにする。

4.5.1.1. 生物多様性ちば県戦略における生物多様性

「生物多様性ちば県戦略」には、「生物多様性」について特徴的な表現が存在する。規定は以下の通りである。

第1章 戰略策定に当たって 2 生物多様性とは（一部抜粋）

（省略）以上のように生物の多様性は、生態系の安定性、そして将来の種の進化や群落・群集の遷移と密接にかかわっています。私たち人間も多様でありその社会も常に動的に変化しています。そのなかで多様な個の認識と尊重は社会全体の発展に向けた基本でもあります。このようなかかわりとその価値の認識を込めて、生物多様性を

「生命（いのち）のにぎわいとつながり」としてとらえました。

「生物多様性ちば県戦略」は、「生物多様性」を「生命（いのち）のにぎわいとつながり」として規定する点で特徴的なものとなっている。「生命（いのち）のにぎわい」については後述（4.5.2.2. 参照）する。

4.5.1.2. 生物多様性しが戦略における生物多様性

「生物多様性しが戦略」には、「生物多様性」について特徴的な表現が存在する。規定は以下の通りである。

第1章 戰略の策定にあたって 1.生物多様性とは（一部抜粋）

生物多様性とは、「生きもののにぎわい」とも言われ、いろいろな場所にさまざまな特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す言葉です。また、生物多様性は、生きものが互いに関わり合いながら世代を超えて維持されていることから、「生きもののつながり」としても捉えられます。（以下省略）

生物多様性しが戦略は、「生物多様性」を『生き物のにぎわい』とも言われ、色々な場所にさまざまな特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す」と規定する点で、特徴的なものとなっている。「生き物のにぎわい」については後述（4.5.2.1. 参照）する。

4.5.1.3. 生物多様性いちはら戦略における生物多様性

「生物多様性いちはら戦略」には、「生物多様性」について特徴的な表現が存在する。規定は以下の通りである。

第1章 生物多様性と地域戦略の意義 1-1 生物多様性とは（一部抜粋）

（省略）「生物多様性ちば県戦略」では、このような生物・生命の多様なかかわりとその価値の認識の重要性を込めて、生物多様性を「生命（いのち）のにぎわいとつながり」と表現しています。

生物多様性いちはら戦略は、「生物多様性」について、生物多様性ちば県戦略の規定を引用している。よって、以降は特に市原市の戦略の規定について言及することはない。

4.5.2. 「生きもののにぎわい」と「生命（いのち）のにぎわい」について

「生物多様性とは何か」という事柄について、生物多様性地域戦略においては、「生きも

ののにぎわい」と「生命(いのち)のにぎわい」という 2 つの特徴的な表現の存在が認められた。以下では、この 2 つの用語について検討する。

4.5.2.1. 「生き物のにぎわい」とは 一日常語の世界における生物多様性—

岸由二の「Biodiversity というキーワードが開いた時代について⁽¹⁾」によれば、「生き物の賑わい」という語は、biodiversity 概念のうちの生物の多様性を日常語の世界において表現する為に、岸が提案してきた用語であるとされる。また、岸は、「生き物の賑わい」と同時に「自然の賑わい」という語も提案している。そして、「自然の賑わい」は、ランドスケープや生態系の多様性を含む biodiversity を表現する用語として提案された語であるとされている。

以上を踏まえると、生物多様性しが戦略における「生き物のにぎわい」は、ランドスケープや生態系の多様性を含まないので、一般的に「種多様性」として捉えられるもののように思われる。しかしながら、滋賀県の戦略では、「生物多様性とは、『生き物のにぎわい』とも言われ、いろいろな場所にさまざまな特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す言葉」としており、岸の用語法における様な「生き物の賑わい」とランドスケープや生態系の多様性を含んだ「自然の賑わい」との区別は、滋賀県の戦略においては行われていないようと思われる。この検討の結果が適切なものである場合、滋賀県の戦略において用いられている「生き物のにぎわい」は、「生物多様性」の語の意味の不明確さの解消に資するものではないと思われる。

4.5.2.2. 「生命(いのち)のにぎわい」とは

「生命(いのち)のにぎわい」とは何かについて、卒業論文作成期間中にその意味及び由来に言及した文献を確認することはできなかった。しかし、「生命(いのち)のにぎわい」は、岸が biodiversity 概念を日常語の世界において表現する為に提案した用語である「生き物の賑わい」と「自然の賑わい」の系譜の中にある言葉であると推測することは許容されるのではないかと考えられる。この推測が当を得たものであるとすれば、「生命(いのち)のにぎわい」は、日常的な用語で、かつ、「生き物の賑わい」と同義あるいは「生き物の賑わい」と「自然の賑わい」の間に位置するものとなる印象を受けるものと思われる。そして、この位置づけが適切なものであるならば、千葉県の戦略において用いられる「生命(いのち)のにぎわい」は、「生物多様性」の語の意味の不明確さの解消に資するものではないと思われる。

4.5.3. 国以外の公的機関による生物多様性戦略及び計画における

生物多様性の構成要素について

今回の卒業論文作成期間中にインターネット検索を通じて見つけることができた各機関の生物多様性戦略及び計画における生物多様性の構成要素についての規定を確認した。その結果、多くの場合、生物多様性国家戦略における記述と同様に、それぞれのカテゴリーに属する対象を例示的に列挙するに留まるものであった。しかし、6つの戦略(北海道、埼玉県、富山県、兵庫県、熊本県、姫路市)において「種」についての特徴的な規定が認められた。以下では、これら6つの独自性を持った戦略及び計画の規定について検討する。

4.5.3.1. 北海道生物多様性保全計画における種

「北海道生物多様性保全計画」には、生物多様性の構成要素である「種」について特徴的な表現が存在する。規定は以下の通りである。

I 生物多様性とは ○種の多様性 (一部抜粋)

地球上、あるいは一定の地域には様々な生物の種が存在しています。それぞれの種は、再現性のない進化の産物であることから、一度絶滅すると二度と現れることのないかけがえのないものです。(省略)

北海道生物多様性保全計画は、「種」を「再現性のない進化の産物」であると規定する。だが、この規定は、「種とは何か」という困難の多い問い合わせに対する見解を得るために指針となるものにはならないと思われる。何故なら、種を造物主により個別に創造されたものであるとする考えを除いて、進化の存在を前提としている現代の種概念は勿論のこと、唯名論的な種概念と類型学的な種概念も種は進化の産物とする立場と両立することができると考えられるからである。例えば、唯名論的な種概念の場合であれば、分類者にある個体同士が同種に属すると認識させる特徴が進化の産物と考えれば、「種は進化の産物」と考えることもできるだろう。また、類型学的な種概念であれば、例えば構造主義生物学者達が考えるよう、同じ種に属する個体が共有する本質的特徴が進化によって形成されると考えることも可能だろう。以上のことから、北海道生物多様性保全計画の規定は、生物多様性の構成要素である「種」の語の不明確さの解消に資るものではないと思われる。

4.5.3.2. 埼玉県の生物多様性保全県戦略における種

埼玉県の「生物多様性保全県戦略」には、生物多様性の構成要素である「種」について特徴的な表現が存在する。規定は以下の通りである。

1 生物多様性とは 【用語解説】生物多様性 ②種の多様性（一部抜粋）

動物や植物の分類をする基本的な単位を種といいます。種は单一の種類で、構造が同一で、共通の祖先を持っているものです。

埼玉県の「生物多様性県戦略」は、「種」を構造が同一で共通の祖先を持った单一の種類で、動物や植物を分類する基本的な単位であると規定する。この規定からは、埼玉県の戦略における種が、分類学者によって形態に基づいて類型的に区別できることを基準に認識され、実用上の単位として命名法の規則に従って記載される種である「分類学的種」(3.1.2.参照)とされていることを読み取ることができると考えられる。

4.5.3.3. 富山県生物多様性保全推進プランにおける種

「富山県生物多様性保全推進プラン」には、生物多様性の構成要素である「種」について特徴的な表現が存在する。規定は以下の通りである。

第1部 第2章 第1節 2. 種の多様性（一部抜粋）

○動物や植物を分類する基本の単位を種といいます。種は、生物が環境に適応してきた進化の産物で、構造が同一で共通の祖先を持っています。なお、同じ種でも環境が異なると形態や行動に地域差が見られます。

○(以下省略)

「富山県生物多様性保全推進プラン」は、「種」を構造が同一で共通の祖先を持った進化の産物で、動物や植物を分類する基本の単位であると規定する。この規定からは、富山県の戦略における種が、分類学者によって形態に基づいて類型的に区別できることを基準に認識され、実用上の単位として命名法の規則に従って記載される種である「分類学的種」(3.1.2.参考)とされていることを読み取ることができると考えられる。

4.5.3.4. 生物多様性ひょうご戦略における種

「生物多様性ひょうご戦略」には、生物多様性の構成要素である「種」について特徴的な表現が存在する。規定は以下の通りである。

第2章 第1節 (2)「種の多様性」（一部抜粋）

本県では、13,000種を超える、多種多様な動植物が生息していますが、既知のものだけで、日本では9万種以上、世界では約175万種の生きものが存在すると言われています。例えば、柴犬とチワワは子孫を残すことができるので同じ種になり、イヌとネコは子孫を残すことができないので別の種となるように、互いに交配して子孫を残すことができる生きものの集団が「種」であり、いろいろな種類の生きものが見られることを「種の多様性」といいます。

「生物多様性ひょうご戦略」は、「種」を互いに交配して子孫を残すことができる生きものの集団であると規定する。この規定からは、兵庫県の戦略における種が、他のグループか

ら生殖的に隔離され、他方、グループの内部では互いに交配して子孫を残すことができる生きものの集団である「生物学的種」(3.1.4.参照)とされていることを読み取ることができると考えられる。

4.5.3.5. 生物多様性くまもと戦略における種

「生物多様性くまもと戦略」には、生物多様性の構成要素である「種」について特徴的な表現が存在する。規定は以下の通りである。

第2章 第1節 1 [種間の多様性（種の多様性）] （一部抜粋）

40億年に及ぶ地球上の生物進化の結果として、現在は3,000万種とも推定される生物が生きています。種とは、生物分類上の基本単位のことです。子孫を残すことができるものどうしが一つの種を形成し、同じ種なら形態も似ていることがほとんどです。例えば、秋田犬とシェパードは子孫を残すことができるので同じ種になります。イヌとネコは子孫を残すことができないので別の種ということになります。(省略)

「生物多様性くまもと戦略」は、「種」を分類上の基本単位であると同時に、他の集団から生殖的に隔離される一方で、その集団の内部では互いに交配して子孫を残すことができる生きものの集団であると規定する。この規定からは、熊本県の戦略における種が、「分類学的種」(3.1.2 参照)であると同時に、「生物学的種」(3.1.4 参照)とされていることを読み取ることができると考えられる。これら2つの種概念は、例えば、分類学的に区別される集団は、生殖的に他から隔離された集団からなると考えることで両立可能な概念である。

4.5.3.6. 生物多様性ひめじ戦略における種

「生物多様性ひめじ戦略」には、生物多様性の構成要素である「種」について特徴的な表現が存在する。規定は以下の通りである。

第3章 4 「種の多様性」（一部抜粋）

「種」とは、「ニホンザル」、「カブトムシ」といった名前で同一視されるグループのことで、自然界における生物の最小のまとまりです。「種」には遺伝的な共通性があり、すむ場所や食べる物が決まっていて、同種の間でのみ子孫を残すことができます。(省略)

「生物多様性ひめじ戦略」は、「種」を4つの視点でとらえている。第1に、種を「共通の名前でまとめられる自然界における生物のまとまり」として。第2に、種を「遺伝的な共通性を有する生物の集団」として。第3に、種を「住む場所や食べるものが決まっている生物の集団」として。そして第4に、種を「他の集団から生殖的に隔離された集団」として捉えている。これら4つの視点のうち、1つ目の種を「共通の名前でまとめられる生物のまとまり」として規定するものは、姫路市の戦略における種を「分類学的種」(3.1.2.参照)とする

ものと考えられる。また、4つ目の種を「他から生殖的に隔離された集団」として規定するものは、姫路市の戦略における種を「生物学的種」(3.1.4.参照)とするものと考えられる。これら意味するものが明瞭な2つの視点に対し、残りの2つの視点は、種をどのように捉えているのか明らかにしないと思われる。何故なら、まず、2つ目の視点である「種を遺伝的な共通性を有する生物の集団」として捉える規定は、生物の多様性が進化によってもたらされたと考える全ての立場に当てはまるだろうからである。更に、3つ目の視点である種を「すむ場所や食べる物が決まっている生物の集団」として捉える規定は、種を人間の認識から独立して存在する対象として捉えているのか、人間の認識に基づいて存在する対象として捉えているのか明らかにしていないと思われる。それは、ここにいう「すむ場所」が湿地や照葉樹林であったり、「食べる物」が昆虫や植物といった大まかな類型であるならば、それは種を構成する生物の性質に基づいているといい得るだろう。他方、「すむ場所」が特定の地域、例えば姫路市であったり、「食べる物」について、可能的には他の餌生物の選択もできるなかで特定地域での以前から確認してきた採餌行動に基づいて餌となる特定の生物が想定されたりするのであれば、それは人間の認識に基づいて種を認識するものであるようと思われる。何故なら、生物は環境の変化に応じて生息場所を変える可能性があるし、また、例えばいわゆる外来生物が侵入先で元来の生息地で食べていたものとは異なるものを食べる様なことは起こりうると考えられるからである。

以上から、「生物多様性ひめじ戦略」では、「種」を少なくとも「分類学的種」(3.1.2.参照)であると同時に「生物学的種」(3.1.4.参照)として捉えているように思われる。更に姫路市の戦略の規定によれば、これら2つの捉え方以外にも「種とは何か」についての見解が存在している。しかし、姫路市の戦略の規定は、それらをどのように理解すべきかを明瞭にしていないように思われる。

4.5.4. 国以外の機関による生物多様性戦略及び計画の規定は「生物多様性」の意味の不明確さを解消するか —国家戦略に準じた規定と特徴的な用語の曖昧な使用は

「生物多様性」の語の意味の不明確さを解消しない—

4.5.1.及び 4.5.2.では、国以外の機関による生物多様性戦略及び計画における「生物多様性」について言及する規定を概観した。その結果、「生物多様性」に言及する規定は、3つの自治体、即ち、千葉県、滋賀県、そして市原市を除いて、生物多様性条約、生物多様性基本法、そして生物多様性国家戦略の規定に従っていることが認められた。これらの条約、基本法、国家戦略の規定は、これまでの検討の結果、「生物多様性」の語の不明確さを解消しないと考えられるものであった。このため、条約、基本法、そして国家戦略に従った地域戦

略及び計画の規定は、「生物多様性」の語の不明確さを解消しないことが認められた。他方、千葉県、滋賀県、そして市原市は、「生きものにぎわい」と「生命(いのち)のにぎわい」という特徴的な用語で生物多様性について説明している点で、多くの戦略及び計画とは異なるものであった。だがしかし、滋賀県の戦略における「生きものにぎわい」の使用法及び「生命(いのち)のにぎわい」について検討を加えた結果、他の地域戦略及び計画と同様に、これらの特徴的な用語を持つ戦略は、「生物多様性」の語の不明確さを解消しないことが認められた。

4.5.5. 生物多様性地域戦略及び計画の規定は生物多様性の構成要素の

意味の不明確さを解消するか

—「種とは何か」についての 3 つの異なる立場—

4.5.3.では、生物多様性地域戦略及び計画における「生物多様性の構成要素」について言及する規定を概観した。その結果、6 つの自治体、即ち、北海道、埼玉県、富山県、兵庫県、熊本県、そして姫路市を除いて、概ね生物多様性国家戦略の規定に準ずるものであることが認められた。生物多様性国家戦略の規定は、これまでの検討の結果、生物多様性の構成要素の語の不明確さを解消しないと考えられるものであった。このため、大半の地域戦略及び計画の規定は、生物多様性の構成要素の語の不明確さを解消しないことが認められた。

他方、北海道、埼玉県、富山県、兵庫県、熊本県、そして姫路市の戦略は、生物多様性の構成要素である「種」について説明していた。これらの戦略のうち北海道の戦略を除いた 5 つの戦略は、他の多くの戦略及び計画とは異なり、「種」の語の不明確さを解消する規定であったと考えられる。ただし、「種とは何か」について明示的に立場を示しているこれら 5 つの生物多様性地域戦略は、一致した立場を取るものではなかった。

以上より、生物多様性地域戦略及び計画は、その適用される自治体の範囲内では生物多様性の構成要素の意味の不明確さを解消する規定を有することが認められた。しかし、種について明示的な規定を有する生物多様性地域戦略は、それらの間で一致した見解を示すことはなかった。このため、生物多様性地域戦略及び計画は、それぞれの適用範囲を越えた一般的な形での生物多様性の構成要素の語の不明確さを解消するに至っていないと考えられる。

4.5.6. 生物多様性地域戦略に現れた「種」の法的性格は一致するか

—生物多様性地域戦略に現れた「種」の法的保護・利益の対象として異なる性格—

生物多様性の構成要素である「種」について明示的に立場を示した 5 つの生物多様性地域戦略は、一致した立場を取るものではなかったので、一般的な形で「種」の語の不明確さを解消することはできないと考えられた。しかし、これら 5 つの戦略の採用した種概念に

より規定される集団が、法的保護・利益の対象として一致した性格を有する可能性もあると思われる。そこで以下では、5つの戦略により規定される集団が、それぞれどのような法的保護・利益の対象となるかについて検討する。

ここまでに確認した生物多様性の構成要素である「種」とは何かについての立場を明らかにした5つの生物多様性地域戦略は、(暗黙の前提とされている背景となる生物観により解釈が変わる可能性はあるが^{*)})規定のみに従って立場を解釈したとき、要素の複合体としての性質に基づいて3つに区分することができると考えられる(3.1.9.参照)。第1の立場は、埼玉県、富山県のように種を「分類学的種」(3.1.2.参照)とする立場である。第2の立場は、兵庫県のように、種を「生物学的種」(3.1.4.参照)とする立場である。そして第3の立場は、熊本県と姫路市のように、「種の多元的認識」(3.1.8.参照)におけるように、種を分類学的種であると同時に生物学的種であるとする立場である。

第1の立場の採用する分類学的種概念により規定される集団は、以前(3.1.9.参照)に検討したように、集団の境界画定を人間の精神活動に依存しているために、一定の生物個体を持つような内在的価値を持ちえないと思われる。そして、分類学的種概念のみにより規定される集団は、これまで具体的な判断が示されてきた事例に当てはめるとき、次の2つの権利、利益の対象となると考えられる。即ち、1つ目として、分類学的種概念により規定される集団は、その集団の持つ進化史的歴史や地域の文化に与えてきた影響をかけがえのないものとして捉えることで「日光太郎杉事件⁽²⁾」で判断が示されたような「非代替的価値」を持つ対象として考えられる。そして2つ目として、分類学的種概念により規定される集団は、「伊場遺跡事件⁽³⁾」で法律上の権利としてまでは認められなかつたが権利性が觀念された「学術研究者の学問研究上の利益」を持つ対象として考えられるだろう。

第2の立場の採用する生物学的種概念により規定される集団は、第1の立場で認められた2つの価値に加え、「アマミノクロウサギ処分取消事件⁽⁴⁾」で言及された「自然及び野生動植物等の自然物の価値」が対象になると思われる。

以上の2つの立場に対し、分類学的種であると同時に生物学的種として種を規定する第3の立場は、抽象的な文脈においても法的性格を定めうる第1及び第2の立場の集団とは異なり、具体的文脈に当てはめことなしに対象とする集団の法的な性質を定めることはできないと考えられる。何故なら、分類学的種概念により規定される集団と、生物学的種概念により規定される集団は、第1と第2の立場の違いとして現れたような法的性格の違いに加えて、それら集団の境界及び集団が有する不可欠の性質も両集団で一致しないからである。換言すると、両集団は、法の客体となれる場面が異なる可能性もあるということになるだろう。従って、第3の立場の規定のもとで現れた種は、その構成要素の評価などを通じて、具体的な文脈を分析することにより、言及された場面において分類学的種として判断さ

れるものであるのか、生物学的種として判断されるものであるのかを明確化しない限り、その法的性格を定めることができないといい得るだろう。

以上より、検討した5つの生物多様性地域戦略は、生物多様性の構成要素である「種」について、地域戦略間で異なる法的価値判断を示すと思われるため、「種」の法的性格についても一致した見解を持たない考えられる。

(*)ここでは規定において明示的に示されている種の認識基準が専ら形態的差異とされているものを分類学的種と区分している。だが、種の多元的認識におけるように、分類の背景に他の集団からの生殖的隔離を想定し、なおかつそれを重視している可能性が存在している。この場合、規定の立場は、分類学的種と生物学的種を併記する第3の立場と一致することになるだろうと思われる。

引用文献・参考文献

- (1)岸由二「Biodiversity というキーワードが開いた時代について」『生物学史研究』日本科学史学会生物学史分科会、2007年、pp9–16、p13
- (2)越智敏裕「環境法百選」pp196–197
- (3)筑紫圭一「環境法百選」pp198–199
- (4)関根孝道「環境法百選」pp184–185

4.6. 法の規定と生物多様性の多義性

—法の規定により生物多様性の意味内容を定めうる範囲は非常に限定されている—

以上では、生物多様性に関する条約、法律、条例、そして生物多様性戦略あるいは計画における生物多様性と生物多様性の構成要素に関する定義規定について検討を行った。

その結果、条約、法律、そして生物多様性戦略の規定は、「生物多様性」及び生物多様性の構成要素の語の意味の不明確さを解消しないことが認められた。

これに対し条例及び生物多様性地域戦略の一部は、生物多様性の構成要素の意味の不明確さを解消する規定を持つことが認められた。しかしながら、生物多様性の構成要素の意味の不明確さを解消する規定は、相互に異なる立場を採っていると考えられた。このため、日本国内全域で適用可能な法律用語としての「生物多様性」及び生物多様性の構成要素の意味は、条例及び生物多様性地域戦略の規定を参考にして定めることはできないと考えられる。

5. 具体的事例における「生物多様性」と生物多様性の構成要素の 使用についての検討 —和歌山県タイワンザル根絶事業の場合—

以上の様に「生物多様性」の語は、法の規定においてもその多義性を解消されてはいなかつた。他方、生物多様性の構成要素である「種」は、一部の規定でその意味内容が限定されていた。しかし、「種」の語の意味内容を限定する規定は、生物多様性地域戦略の間で必ずしも相互に一致しなかつた。このため、「種」の語の意味内容は、日本国内全域で一般的に